

## 成果の説明書

(氏名) 谷口 聡	(学部) 経済学部
<p><b>1 重要事項</b></p> <p>この「成果の説明書」の報告者(谷口聡)は、「民法」の研究教育を生業とする者である。以下では、「研究の具体的成果」に限定して報告する。</p> <p><b>(1) 終末期医療法制の研究(科研費分担研究者としての研究)</b></p> <p>本学熊澤利和教授を代表者とする終末期医療に関する科研費の研究において報告者は欧米の法制度の研究部分を担っている。本年度はWeb上でアイルランド政府が公表している立法資料を素材として、患者の終末期における延命治療の不実施・中止に関する研究を行い、論稿を発表する機会を得た(単著「アイルランドの意思決定支援法における終末期医療規定の立法過程の考察」高崎経済大学論集 65 巻 1 号)。また、2017年に立法されたオーストラリア・ヴィクトリア州の「自発的幫助自死法」の情報・資料収集のため渡豪し、調査を行った(2023年2月・於:メルボルン大学ロー・スクール)。</p> <p><b>(2) 「被害者の素因」に関する研究</b></p> <p>これは報告者のライフワーク的研究である。不法行為の身体上への加害の結果として、被害者の疾患や身体的事情などが相まって加害形態に比して異常に大きな損害結果を生じた場合に賠償額をどのように決定するかという問題である。この民法上の論点につき、近年の学説と判例の動向を検討して、学会報告を行った(単独『「被害者の素因」に関する判例・学説の近年の動向」九州法学会第127回学術大会 22年6月18日)。</p> <p><b>(3) 死後事務委任契約の研究</b></p> <p>報告者が10年以上に渡り手掛けているテーマである。故人の生前意思の実現を遺言制度のみならず、委任という「契約」によって図ることはできないかを探る。本年は一度の研究会報告を行うにとどまった(単独「死後事務委任について新論点を提示した裁判例の検討」明治大学民法研究会 23年3月23日)。</p> <p><b>(4) 金銭消費貸借契約に関する研究</b></p> <p>本年度最も大きな研究成果を挙げたテーマである。民法典大改正において、消費貸借に関して要物契約としての消費貸借(民法587条)に加え、「書面とする消費貸借」の規定(民法587条の2)が新設された。このため、金銭消費貸借契約成立後かつ金銭交付前に「貸主からの解除」が認められるべきか否かという新論点を生じた。報告者は、改正前の民法条文の立法経緯などを詳細に検討し、解除を認めるべきとの解釈論を打ち立てた。この点に関して、報告者は数回に及ぶ研究会報告を重ねた(単独「書面とする消費貸借の貸主からの解除」法律行為研究会[明治大学名誉教授椿寿夫先生・同伊藤進先生主催]22年4月9日、同22年6月11日、同7月9日)。その成果として論稿を発表する機会に恵まれた(単著「書面とする消費貸借の貸主からの解除(上)商事法務ポータル SH4089、「同(下)」同 SH4090)。</p> <p><b>(5) 自転車事故の高額な損害賠償判決に関する研究</b></p> <p>近年、自転車の交通事故による民事損害賠償訴訟の判決において、加害自転車の運転者側に高額な賠償判決を下す裁判例が目立つ。報告者はこのような事例に関して法理論的な問題意識をもっており、「車両」の利用者として自動車などとの対比における利便性に応じた賠償額の認容が必要であると主張する論稿を発表した(単著「兵庫県自転車条例における自転車保険加入義務化の検討」地域政策研究 25 巻 1 号、単著「自転車事故高額損害賠償判決の裁判例の検討」地域政策研究 25 巻 2 号)。</p> <p><b>(6) 民法の成年年齢 18 歳の立法に関する研究</b></p>	

わが国では2022年4月1日より民法上の成年年齢を18歳に引き下げる法律が施行された。この法案施行直後の時期において、特に法制審議会での議論などの立法過程から浮き彫りとなった課題や問題点について、学会報告をし（パネル分担報告「民法における成年年生18歳への引下げ—その意義と課題」日本政治法律学会22年5月26日）、また、論稿の発表の機会を得た（単独「民法における成年年生18歳への引下げに関する一考察」高崎経済大学論集65巻2号）。

#### (7) 学校関連法規に関する研究

報告者は学校事故における損害賠償訴訟などにつき検討することがある。本年度は、学校事故の損害賠償問題に関して、学校施設の設置・管理に瑕疵が存在した場合の損害賠償に関係した論稿を発表する機会を得た（分担執筆「過去の学校事故から学ぶ」『スクールビジネスリーダーシップ研修テキスト4』（学事出版22年9月））。また、行政法の領域となるが、人口減少社会を迎えて、小中学校の統廃合の問題が起り始めていることから、これを不服とする行政事件訴訟に関する考察を行い、論稿を発表する機会を得た（単独「学校の統廃合を不服とする行政事件訴訟の検討」産業研究58巻1号）。

#### (8) その他（2017年の民法改正から生じた論点に関する研究）

##### ① 改正民法と周産期診療契約に関する研究

周産期の診療契約においては、母親と診療機関が生まれてくる新生児を第三者とする「第三者のためにする契約」を締結することが、新生児の法的保護の観点から望ましいが、今般の民法改正条文がこの点に配慮していることなどを分析して論稿に整理した（単著「民法改正と周産期の医療契約に関する一考察」地域政策研究25巻3号）。

##### ② 賠償額予定法理に関する研究

契約違反（債務不履行）に備えて、賠償額を予定し、損害発生事実の立証のみをもって賠償金を獲得しうる法理が民法には従来から存在している。今般の民法改正で関係条文はそのように改正され、どのような解釈論が可能となるのかを検討して論稿に整理した（単著「民法改正における賠償額予定の規定に関する一考察」地域政策研究25巻4号）。

(以上)

#### 2 その他の事項

本学地域科学研究所のプロジェクト「中心市街地活性化プロジェクト」（リーダー：本学阿部圭司教授）についてその財源を確保する自治体の施策を研究している。本年度は、福岡県みやま市が出資して設立された「みやまスマートエネルギー(株)」へ面接調査（2023年1月・於：さくらテラス（みやま市））に赴くなどした。また、研究会で報告を行った（「中心市街地活性化の財源確保のスキーム」23年3月19日）。

#### 3 次年度以降の計画・抱負

上掲1(1)(2)(3)は、ライフワーク的な研究課題として継続しつつ、1(4)に関しても研究会などで問題点を掘り下げていきたい。1(5)のテーマに関しては、2023年度において学会報告を予定している。

本年度の新規の民法に関係する研究テーマとして、デジタル化社会を踏まえた研究を行いたいと考えている。例えば、「デジタル・プラットフォーム・ビジネス」、「デジタル遺品・遺産」、「バーチャル・アバターの著作権・人格権」などといったテーマが想定される。

(以上)